

令和7年度 償却資産（固定資産税）申告の手引

提出期限 令和7年1月31日（金）

提出・お問い合わせは、川越市財政部資産税課 償却資産担当へ（次頁参照）
期限間近は混雑しますので、お早目（1月17日（金）頃）の提出にご協力ください

以下の要件に該当する方等に申告書又はハガキをお送りしています

- 昨年度までの申告により固定資産課税台帳に登録がある
- 法人設立・変更等届出書（市民税課）、営業許可申請や開設届（保健所）等を提出した
- 共同住宅等の事業用家屋を取得した

提出方法

（提出書類については、6ページをご参照ください）

（1）電子申告（地方税ポータルシステム：eLTAX）

所定の手続に従って、申告データを送信していただく方法です。詳しくは、「eLTAX」ホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。
下記にお問い合わせください。

<ヘルプデスク> 土日祝・年末年始を除く、平日9:00～17:00

電話：0570-081459（つながらない場合 03-5521-0019）

（2）資産税課窓口へ持参

混雑が予想されますので、なるべく郵送又は電子申告による提出にご協力ください。

（3）郵送（※裏表紙に宛名ラベルを印刷していますので、切り取ってご利用ください。）

控えの返送をご希望の場合、申告書の他に下記の①②を必ず同封してください。

① 申告書のコピー（控）

上部に「控用」と記入してください。

必ず個人番号（マイナンバー）を隠して、コピーしてください。

② 切手を貼付した返信用封筒

返信用封筒が同封されていない場合や切手が貼付されていない場合は返送しませんので、あらかじめご了承ください。

※電子申告または独自の申告書で申告する場合、必ず所有者コードを記入してください。

川越市

川越市の税務行政につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、償却資産（固定資産税）の申告時期が近づいてまいりましたので、この「申告の手引」に基づき申告書等を作成のうえ、期限までにご提出くださいますよう、よろしくお願いします。

【目次】

I	償却資産とは	
1	償却資産の種類と具体例.....	1
2	業種別の主な償却資産の具体例.....	1
3	家屋と償却資産の区分.....	2
4	申告の対象となる資産・対象とならない資産.....	4
II	償却資産の申告について	
1	申告していただく方.....	6
2	提出書類.....	6
3	電算処理により申告される場合.....	7
4	資産の不申告等について.....	7
III	償却資産の評価と課税	
1	償却資産の評価と課税.....	8
2	国税との主な違い.....	9
3	非課税・課税標準の特例.....	10
IV	申告書等の書き方.....	12
V	償却資産Q&A.....	17

【お問い合わせ及び申告書の提出先】

川越市財政部資産税課 償却資産担当 （本庁舎2階8番窓口）

住 所：〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1

電 話：049-224-5421（直通）

【川越市ホームページのご案内】

川越市ホームページ（<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/>）でも情報を掲載していますのでご利用ください。

○償却資産（固定資産税）のページのご案内

川越市 償却資産

検索



償却資産の
ページはこちら

川越市マスコットキャラクター ときも

○申告書等のダウンロード

川越市トップページ

> 便利なサービス > 申請用紙ダウンロード > 税金 > 償却資産申告関係書類

I 償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産及びその他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含まれます。）をいいます。

1 償却資産の種類と具体例

資産の種類		具体例
1	構築物	駐車場の舗装、門・塀・緑化施設等の外構工事、屋外配管用設備、広告塔、その他土地に定着する土木設備又は工作物 等
	建物附属設備	1 建物の所有者が取り付けけた建物附属設備のうち、受変電設備、特定の生産又は業務用の設備 等 2 テナントの方が賃借している家屋に施工した内装、造作、建築設備 等（詳しくは3ページ参照）
2	機械及び装置	工作機械・印刷機械等の各種産業用機械、ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「O」「00～09及び000～099」）、駐車場機械装置 等
3	船舶	船、モーターボート、貸しボート 等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「9」「90～99及び900～999」）及び農耕作業用の自動車で最高時速が毎時35km以上のもの並びに台車等。ただし、自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、トラック等は除きます。（詳しくは5ページ参照）
6	工具、器具及び備品	事務機器（パソコン等）、金庫、陳列ケース、医療機器、測定工具、検査工具、金型、音響機器、理容・美容機器、看板（ネオンサイン）、ルームエアコン、娯楽用機器、自動販売機、衣装、厨房用品 等

2 業種別の主な償却資産の具体例

業種	具体例
各業種共通	パソコン、コピー機、LAN設備、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、簡易間仕切、内装・内部造作等（テナント等が取り付けけた場合）、看板（広告塔、袖看板、ネオンサイン）、駐車場舗装、門、塀、フェンス、植栽 等
飲食業	内装・内部造作等（テナント等が取り付けけた場合）、接客用テーブル・椅子、厨房設備、冷蔵庫、冷凍庫、給水器、食器洗浄機、食器乾燥機、カラオケ機器、レジスター 等
食品製造業	窯、オープン、スライサー、冷凍庫、冷蔵庫、ボール盤、ビニール梱包機、ミンチ機、食料品製造設備、菓子製造器具類 等
製造・加工業	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、圧縮機、各種工具 等
小売業	陳列棚、陳列ケース（冷凍、冷蔵機能付を含む）、レジスター、POS システム、自動販売機、防犯カメラ 等
農業	ビニールハウス（家屋として評価されるものを除く）、井戸、野菜冷蔵庫、乾燥機、野菜洗い機、種蒔き機、堆肥散布機、田植機、農業用車両（小型特殊自動車など自動車税課税対象の車両は除く） 等
美容・理容業	美容・理容椅子、美容・理容機器、シャンプーユニット、消毒殺菌器、タオル蒸し器、洗面設備、サインポール 等
診療所・病院	ベッド、X線装置、心電計、電気血圧計、CT 装置、各種医療機器、待合室用椅子 等
駐車場業	駐車装置（機械設備、ターンテーブル等）、料金精算機、照明設備、中央監視装置 等
不動産賃貸業（アパート）	受変電設備、太陽光発電設備（屋根材でないもの）、外構工事（門・塀・アプローチ・緑化施設等）、屋外設備（屋外給排水・電力・水道引込み工事）、防犯カメラ、ゴミ置場、自転車置場、ルームエアコン、郵便受け、宅配ボックス、外灯 等

3 家屋と償却資産の区分

事業用家屋（事務所、店舗、アパート等）の所有者がその家屋に取り付けた建物附属設備（内装・造作、電気設備、給排水衛生設備等）には、家屋で評価するものと償却資産で評価するものがあります。

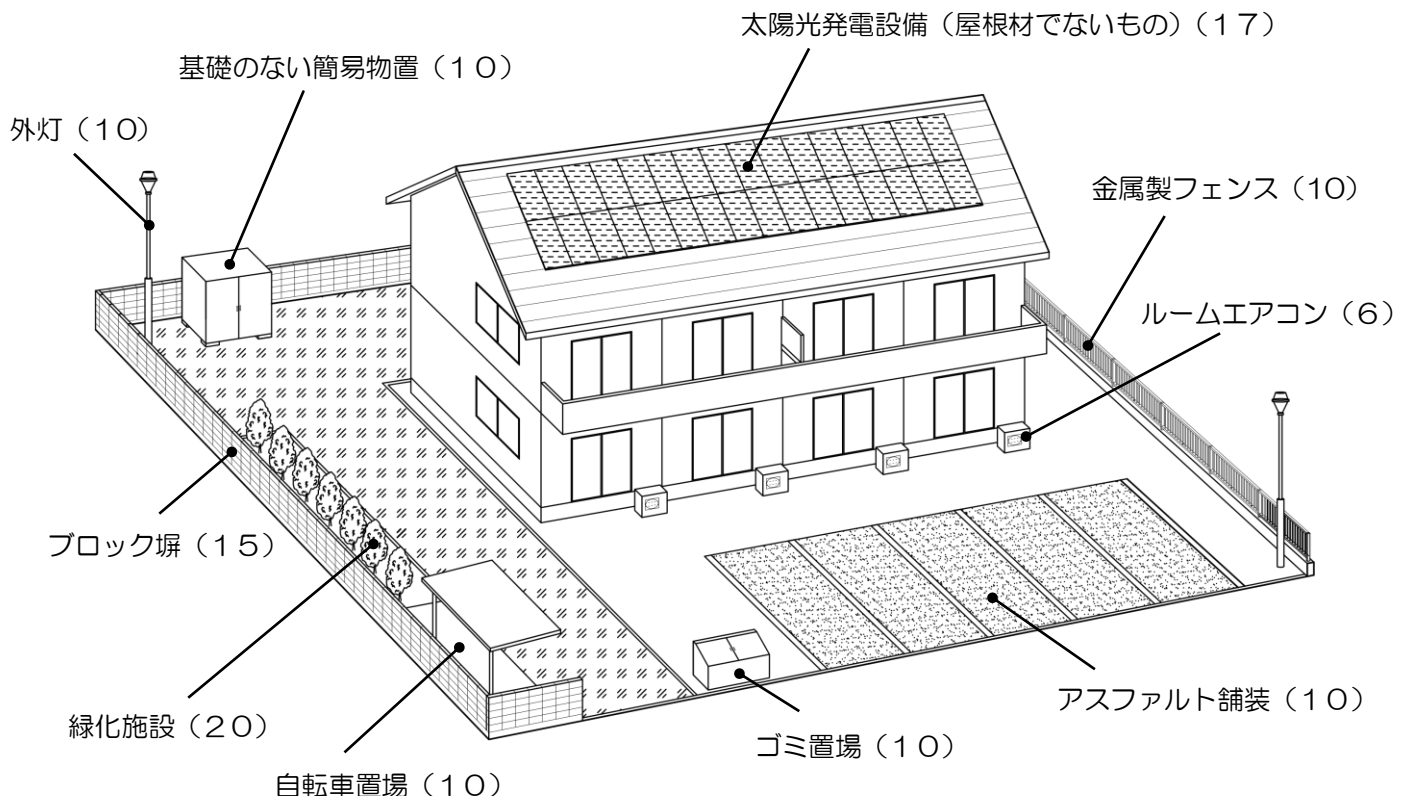
家屋と建物附属設備の所有者が同じ場合

家屋の所有者が取り付けした建物附属設備のうち、家屋と構造上一体となり、家屋自体の効用を高めるものは家屋として評価しますので申告不要ですが、独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱いますので申告が必要です。

家屋と建物附属設備の所有者が異なる場合

テナント事業者等の賃借人（家屋の所有者以外の方）が自ら取り付けした建物附属設備については、賃借人が所有する償却資産として取り扱います。当該設備は賃借人が償却資産としてご申告ください。

<参考 事業用家屋の主な償却資産>



資産の種類	主なもの
構築物 建物附属設備	コンクリート舗装（１５）、砂利敷（１５）、屋外給排水設備（１５）、受変電設備（１５）、屋外ガス工事（１５）、電力引込工事（１５）、広告用看板（金属製（２０）・その他（１０））等
工具・器具・備品	集合郵便受け（１０）、宅配ボックス（１０）、看板・ネオンサイン（３） 金庫（手さげ（５）・その他（２０））、電話機（６）、複合機（５）等

※（ ）は標準的な耐用年数です。耐用年数は、構造や用途により異なる場合があります。

＜参考 建物附属設備における家屋と償却資産の区分例＞

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	事業用家屋の所有区分	
			自己所有	
			家屋	償却
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上等の内装・造作	○	
外構工事	外構工事	工事一式（舗装、門、塀、緑化施設等）		◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備 等		◎
	中央監視設備	設備一式		◎
	電灯コンセント設備	屋外設備一式		◎
	照明器具設備	屋内設備一式	○	
	動力配線設備	分電盤から外側の配線、特定の生産用又は業務用設備 等		◎
		上記以外の設備	○	
	電話設備	電話機、交換機等の機器 等		◎
		配管・配線、端子盤 等	○	
	LAN 設備	設備一式		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎
		配管・配線 等	○	
	インターホン設備	集合玄関機、親機・子機 等	○	
	監視カメラ（ITV）設備	受像機（テレビ）、カメラ 等		◎
		配管・配線 等	○	
太陽光発電設備	太陽光発電設備一式（屋根材でないもの）		◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、独立した高架水槽、特定の生産用又は業務用設備 等		◎
		屋内の配管、高架水槽、受水槽、ポンプ 等	○	
	給湯設備	局所式給湯設備（瞬間湯沸器等）、事業用ボイラー 等		◎
		ユニットバス、床暖房、中央式給湯設備 等	○	
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産用又は業務用設備 等		◎
		屋内の配管 等	○	
衛生設備	設備一式（洗面器、便器、システムキッチン等）	○		
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）		◎
		ダクト式空調設備 等	○	
防災設備	火災報知器	設備一式（屋外の装置は除く）	○	
	避雷設備	設備一式	○	
	消火設備	消火器、避難器具、ホースおよびノズル、ガスボンベ 等		◎
		消火栓設備、屋内のスプリンクラー設備 等	○	
その他の設備	運搬設備	工場用ベルトコンベア 等		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機 等	○	
	厨房設備	事業用の厨房設備一式（飲食店、ホテル、病院等）		◎
	洗濯設備	事業用の洗濯設備一式（クリーニング業、ホテル、病院等）		◎
	その他	看板、POS システム、簡易間仕切、カーテン、機械式駐車場 等		◎

全て
償却資産

4 申告の対象となる資産・対象とならない資産

(1) 申告の対象となる資産

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産で、概ね次の資産をいいます。なお、1月1日現在、事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ① 税務会計上減価償却の対象となるべき資産
- ② 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- ③ 償却済資産（減価償却が終わった資産）
- ④ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- ⑤ 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- ⑥ 建設仮勘定で経理されているが、既に完成している資産
- ⑦ 租税特別措置法の規定を適用し即時償却をしている資産
（例）中小企業者等の少額資産の損金算入の特例適用資産
（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）

(2) 申告の対象とならない資産

次にあげる①～⑩の資産は課税対象ではありませんので、申告は不要です。

- ① 無形減価償却資産（加入権・営業権等の権利、ソフトウェア等）
- ② 繰延資産（開業費、試験研究費等）
- ③ 棚卸資産（貯蔵品、商品等）
- ④ 美術品等（ただし、平成27年1月1日以降に取得した美術品等については取得価額が100万円未満で時の経過によりその価値が減少するものや、取得価額が100万円以上であっても時の経過により価値の減少することが明らかなものは申告の対象）
- ⑤ 生物（ただし、観賞用と興行用生物は除く）
- ⑥ 取得価額が10万円未満又は耐用年数が1年未満で、税務会計上、一時損金・必要経費に算入された資産
- ⑦ 税務会計上、一括償却した資産（法人税法又は所得税法上、事業年度ごとに一括して3年間で損金・必要経費に算入された資産）
- ⑧ 自動車税・軽自動車税の課税対象であるもの。また、それらの自動車に取り付けたカーナビ等の設備で、その性能、形式、構造等が自動車用として設計されたもの。
- ⑨ 家屋本体及び家屋の所有者が取り付けた建物附属設備の内、固定資産税上家屋として評価されるもの
- ⑩ 法人税法第64条の2第1項または所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額20万円未満のもの（平成20年4月1日以後契約分）

<参考 少額資産の取扱い> ※ 税務会計処理の方法により取扱いが異なります

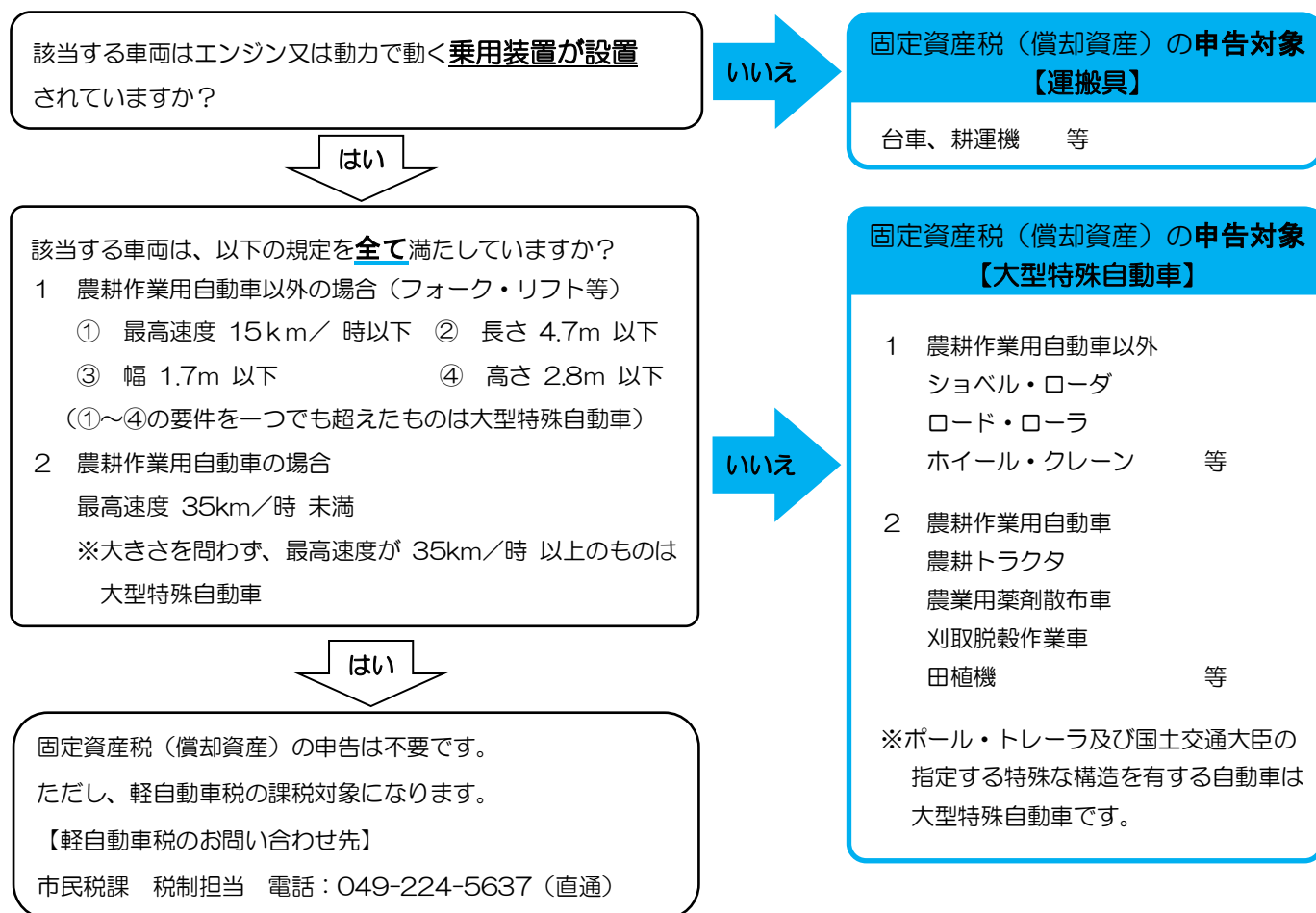
	取得価額	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
個人の場合 (平成 11 年 1 月 1 日以後に 取得した資産)	10 万円未満	必要経費	申告対象外
	10 万円以上 20 万円未満	3 年一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	20 万円以上	減価償却	申告対象
法人の場合 (平成 10 年 4 月 1 日以後に 開始された事業年度に 取得した資産)	10 万円未満	損金算入	申告対象外
		3 年一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	10 万円以上 20 万円未満	3 年一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	20 万円以上	減価償却	申告対象

※ 30 万円未満の減価償却資産（合計額 300 万円まで）を「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度」により必要経費又は損金算入した場合は、**申告対象**です。

<参考 車両の取扱い>

次のフローチャートを参考にご確認のうえ、申告してください。

なお、ナンバープレートの有無で判断するものではありませんのでご注意ください。



※ 申告対象外の自動車に取り付けたカーナビゲーションやドライブレコーダー等の設備は、その性能、形式、構造等が自動車用として特別に設計されたものである場合には申告対象外となり、申告不要です。

Ⅱ 償却資産の申告について

1 申告していただく方

工場や店舗の経営、駐車場やアパートの貸し付け等、事業を行っている法人や個人の方のうち、川越市内に償却資産（構築物・機械・工具・器具・備品等）を所有している方は、資産の多少、増減の有無にかかわらず、毎年1月1日現在の所有状況（資産の種類、数量、取得年月、取得価額、耐用年数等）の申告をお願いします（地方税法第383条）。

<参考：リース資産の取り扱い>

リース資産は契約の内容により、資産を貸している方（貸主）が申告する場合と、実際に資産を借りて使用している方（借主）が申告する場合があります。

リース契約の内容	申告者
通常の賃貸借契約によるリース（所有権移転外リース） （リース期間満了後、貸主に返却）	貸主
譲渡条件付き契約によるリース（所有権移転リース） （リース期間満了後、借主の所有物となる）	借主

2 提出書類

（1）今年度初めて申告する方

申告の内容	申告書	種類別明細書	記入上の留意点
資産がある	○	○	種類別明細書に、令和7年1月1日現在所有する全資産を記入してください

（2）前年度（令和6年度）までに申告したことがある方

申告の内容	申告書	種類別明細書	記入上の留意点
資産の増減がない	○	×	申告書備考欄の「b 資産の増減なし」に○をつけてください
増加・減少の資産がある	○	○	申告書備考欄の「a 資産の増減あり」に○をつけ、種類別明細書を作成してください。
修正の資産がある	○	○	申告書備考欄に修正資産がある旨を記入し、種類別明細書を作成してください
該当資産がない	○	×	申告書備考欄の「c 該当資産なし」に○をつけてください
廃業・転出等で川越市内の資産がなくなった	○	×	申告書備考欄の「d 廃業、解散、休業、転出等」に○をつけ、日付を記入してください

※申告書等の書き方については、P 12～15を参照してください。

3 電算処理により申告される場合

電算処理により申告される場合、増減のあった資産だけでなく、賦課期日（令和7年1月1日）現在、川越市内に所有する**すべての資産**について申告してください。

償却資産申告書	① 独自に作成した用紙を使用する場合は、<u>川越市から送付した申告書を添付していただくか、所有者コードを必ず転記してください。</u> ② 評価額（ホ）欄、決定価格（ヘ）欄、課税標準額（ト）欄について必ず記入してください。
種類別明細書	① 必ず全資産を申告してください。 ② 全資産について、評価額を記入してください。 ③ 課税標準額の特例の適用がある場合には、その特例率及び課税標準額を記入してください。特例ごとの集計表も併せてご提出いただきますようお願いいたします。 ④ 評価額の最低限度額は、取得価額の100分の5に相当する額です。（備忘価額（1円）ではありません。）

4 資産の不申告等について

（1）申告をされない場合又は虚偽の申告をされた場合

正当な理由なく申告をされない場合は、川越市税条例第77条の規定により10万円以下の過料を科される場合があるほか、地方税法第368条の規定により不足金額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、必ず期限内に申告してください。

また虚偽の申告をされた場合は、地方税法第385条の規定により1年以下の懲役または50万円以下の罰金を科せられることがあります。

（2）償却資産の調査

川越市では、地方税法第353条及び第408条に基づいて、償却資産の実地調査を行っています。

調査のため、法人税（所得税）申告書類や決算書類（減価償却資産明細書（固定資産台帳）、貸借対照表等）の開示又は写しの提出を求める場合がありますので、ご協力をお願いします。

調査の結果、誤り・過不足等があるときは、修正申告をお願いします。その場合は、地方税法上最大で5年間さかのぼって更正を行いますので、ご理解をお願いします。

Ⅲ 償却資産の評価と課税

1 償却資産の評価と課税

(1) 納税義務者等

納税義務者	賦課期日(令和7年1月1日)現在における償却資産の所有者が納税義務者です。
評価額	償却資産の評価は、償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数等を基に、1資産ごとに評価額を算出します。 ① 前年中に取得した資産……取得価額×(1-減価率÷2) ② 前年前に取得した資産……前年度の評価額(①)×(1-減価率) ※算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額です
課税標準額	評価額と同額です。ただし、課税標準の特例が適用される場合には、評価額に特例率を乗じたものが課税標準額です。
税率	1.4%
税額	課税標準額(千円未満切り捨て)×税率(1.4%) = 税額(百円未満切り捨て)
免税点	課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。
納期限	5、7、11、2月末の年4回です。 (納期限が土・日・祝日の場合はその翌日が納期限です)
過年度	令和6年1月1日以前に取得された資産について、申告漏れや修正があった場合には <u>地方税法第17条の5第5項の規定により、申告された年度だけでなく、資産を取得された年の翌年度まで(最大で5年間)遡って更正させていただきます。</u> 過年度分について追加課税となった場合、 <u>納期限は1回</u> です。

<参考 耐用年数に応ずる減価率表> (固定資産評価基準別表第15)

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 1-減価率/2	前年前取得 1-減価率			前年中取得 1-減価率/2	前年前取得 1-減価率
1				11	0.189	0.905	0.811
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891

(2) 評価額・税額の計算例

資産名称	取得年月	取得価格	耐用年数	減価率	評価額
コンクリート舗装	令和6年8月	2,700,000円	15年	0.142	$2,700,000 \times (1 - 0.142 \div 2)$ $= 2,700,000 \times 0.929$ $= \underline{2,508,300}$ ←令和7年度の評価額
パソコン	令和5年5月	400,000円	4年	0.438	$400,000 \times (1 - 0.438 \div 2)$ $= 400,000 \times 0.781$ $= 312,400$ ←令和6年度の評価額 $312,400 \times (1 - 0.438)$ $= 312,400 \times 0.562$ $= \underline{175,568}$ ←令和7年度の評価額

令和7年度の課税標準額（評価額）の合計
 $2,508,300 + 175,568 = \underline{2,683,868}$



令和7年度の税額の算出

$2,683,000 \times 0.014 = 37,562$
 課税標準額（千円未満切り捨て） × 税率（1.4%） = 税額（百円未満切り捨て）



令和7年度の税額
 37,500円

2 国税との主な違い

国税（法人税・所得税）との主な違いは次のとおりです。

項 目	国税〔法人税・所得税〕	地方税〔固定資産税（償却資産）〕
償却計算の基準日	事業年度（決算期）	賦課期日（1月1日）
減価（償却）の方法	建物以外の一般の資産は 定率法・定額法の選択制	定率法を適用 →耐用年数に応ずる減価率表に 定める減価率を採用
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2）
圧縮記帳の制度	○	×（圧縮前の取得価額を申告する）
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	○	×
増加償却	○	○
陳腐化償却 （耐用年数の短縮）	○	○
評価額の最低限度 （償却可能限度額）	備忘価格（1円）まで	取得価額の5%
改良費（資本的支出）	原則区分評価、 一部合算評価も可能	区分評価（改良を加えた資産と 改良費を分けて評価）
共有資産	各々持分を減価償却する	持分を合算して共有名義で申告する

3 非課税・課税標準の特例

(1) 非課税となる償却資産

地方税法第348条及び同法附則第14条の規定に基づき、非課税となる資産があります。

非課税に該当する償却資産については、申告書等にその旨を記入し、届出書、認可証の写し等の関連資料を添付のうえ、『固定資産税非課税規定の適用申告書』(川越市ホームページからダウンロードできます)を提出してください。

非課税の対象となる償却資産（主なもの）

非課税対象資産	所有者	根拠規定	
		地方税法 第348条 第2項	地方税法 施行令
学校において直接保育又は教育の用に供する 固定資産	学校法人等	第9号	
寄宿舎において直接その用に供する固定資産			
幼稚園、図書館、博物館において直接その用に 供する固定資産	公益社団法人等		
保護施設の用に供する固定資産	社会福祉法人	第10号	第49条の11
小規模保育事業の用に供する固定資産	社会福祉法人等	第10号の2	第49条の11の2
児童福祉施設の用に供する固定資産	社会福祉法人等	第10号の3	第49条の12
認定こども園の用に供する固定資産	学校法人 社会福祉法人等	第10号の4	第49条の12の2
老人福祉施設の用に供する固定資産	社会福祉法人等	第10号の5	第49条の13
障害者支援施設の用に供する固定資産	社会福祉法人	第10号の6	
社会福祉事業の用に供する固定資産（第10号 から第10号の6までに規定する固定資産以外）	社会福祉法人等	第10号の7	第49条の15
更生保護事業の用に供する固定資産	更生保護法人	第10号の8	第49条の16
包括支援事業の用に供する固定資産	介護保険法の規定に より市町村から包括 的支援事業の委託を 受けた者	第10号の9	
事業所内保育事業の用に供する固定資産 （利用定員が6人以上であること）	児童福祉法の規定に より事業所内保育事 業の認可を得た者	第10号の10	

(2) 課税標準の特例規定の適用を受ける償却資産

地方税法第349条の3及び同法附則第15条の規定に基づき、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減される資産があります。資産の種類や取得時期によって特例率が異なる場合や軽減の対象とならない場合がありますので、根拠法令や関係法令をご確認ください。

課税標準の特例の適用を受ける資産については、申告書等にその旨を記入し、届出書の写し等の関連資料を添付のうえ、[『特例該当資産申告書』\(川越市ホームページからダウンロードできます\)](#)を提出してください。

特例の対象となる償却資産（主なもの）

対象資産項目		取得時期	適用期間	特例割合	根拠規定	
					地方税法	
ガス事業資産		H29. 4. 1～	5年	1／3	第349条の3	第2項
			次の5年	2／3		
家庭的保育事業		H29. 4. 1～	－	1／3		第27項
居宅訪問型保育事業		H29. 4. 1～	－	1／3		第28項
事業所内保育事業（定員5人以下）		H29. 4. 1～	－	1／3		第29項
公害防止用設備 （汚水又は廃液処理施設）		R4. 4. 1～ R8. 3. 31	－	1／2	附則第15条	第2項第1号
公害防止用設備 （下水道除害施設）		R4. 4. 1～ R8. 3. 31	－	4／5		第2項第5号
再生可能エネルギー （太陽光発電設備）	1000kw 未満	R2. 4. 1～ R8. 3. 31	3年	2／3		第25 項第1号イ
	1000kw 以上	R2. 4. 1～ R8. 3. 31	3年	3／4		第25 項第3号イ
企業主導型保育事業		H29. 4. 1～ R6. 3. 31	5年	1／3	旧地方税法 附則第15条第32項	
先端設備等導入 計画に基づき 導入した先端設 備	賃上げ表明無し	R5. 4. 1～ R7. 3. 31	3年	1／2	附則第15条第44項	
	賃上げ表明有り	R5. 4. 1～ R6. 3. 31	5年	1／3		
	賃上げ表明有り	R6. 4. 1～ R7. 3. 31	4年	1／3		

21

※評価額（ホ）・決定価格（ヘ）・課税標準額（ト）は自社電算の方のみご記入ください

1	年	度	:	「7」と記入してください。
2	提	出	先	: 川越市長宛で間違いがないかを確認し、提出年月日を記入してください。
3	個 人 番 号	ま た は 法 人 番 号	:	個人の方は左を1マス空けて12桁の個人番号（マイナンバー）を、法人の方は13桁の法人番号を記入してください。 ※受付印を押した申告書の控えをご希望の方は、個人番号を隠したうえでコピーをし、控用としてご用意ください。
4	所 有 者	コ	ー	ド : 電子申告または独自の申告書で申告する場合、 必ず川越市の申告書に印字されている所有者コード（10桁）を記入してください。
5	所 有 者	情	報	: 所有者の住所（個人⇒住民登録地、法人⇒本店所在地）、電話番号、氏名（名称）および屋号（ある方のみ）を記入してください。 印字されている住所や氏名に変更がある場合は、抹消線を引き余白に変更後の内容を記入してください。 ※法人の方で本店所在地とは異なる納税通知書送付先を指定する場合は、「納税管理人申告書兼承認申請書」を提出してください。 「納税管理人申告書兼承認申請書」は川越市ホームページからダウンロードできます。
6	事 業	種	目	: 「飲食業」や「美容業」のように記入してください。事業種目が複数ある場合は、主たる事業種目を記入してください。 法人の方は、資本金または出資金の金額を記入してください。
7	事 業	開 始	年 月	: 個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は当該法人の設立年月を記入してください。 法人の方は、決算月を記入してください。
8	この申告に	応 答	する者の	係 及 び 氏 名 : 申告書の内容等について照会する場合の問い合わせ先となる担当者の部署名や氏名を記入してください。
9	税 理 士	等 の	氏 名	: 申告書の内容等について照会する場合の問い合わせ先となる税理士等がいる場合は、記入してください。
10	短 縮 耐 用 年 数 の 承 認	～	青 色 申 告	: それぞれ該当する方を○で囲んでください。
11	川越市内における事業所等資産の所在地及び家屋の所有区分	:	:	川越市内の資産所在地を記入してください。 その建物が自己所有家屋か借家か、該当する方を○で囲んでください。
12	借 用	資 産	:	借用（リース・レンタル）資産がある場合は「有」を○で囲み、その貸主の名称等を記入してください。
13	備 考	:	:	a～dのうち、該当するものを○で囲んでください。 また、資産継承や法人なりがあった場合や、修正申告を提出する場合はその旨を下部余白に記入してください。
14	取 得 価 額	:	:	(イ) 令和6年1月1日以前に所有していた資産の取得価額を種類ごとに記入してください (ロ) 令和6年1月2日～令和7年1月1日の間に減少した資産の取得価額を種類ごとに記入してください (ハ) 令和6年1月2日～令和7年1月1日の間に増加した資産（移動含む）の取得価額を種類ごとに記入してください

事業の用に供することができる状態にあるもの

令和 7 年度												種類別明細書(増加資産・全資産用)												所 有 者 氏 名				枚のうち	
所有者コード												川 越 と き も								枚 目									
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9																													
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	5 資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月		(1) 取 得 価 額	9 耐 用 年 数	(1) 減 価 残 存 率	(ハ) 価 額	(ハ) 課 税 標 準 の 特 例 率	(ハ) 課 税 標 準 額	増 加 事 由	摘 要															
					年 号	月																							
01	1	1190520	外構工事	1	5	2	2		2,630,000	15				1・2 3・4															
02	1	1190521	屋外給排水工事	1	5	2	2		1,720,000	15				1・2 3・4															
03	2	00001	太陽光発電設備	1	5	3	10		4,000,000	17				1・2 3・4															
04	2	00002	旋盤	1	5	4	12		7,280,000	10				1・2 3・4															
05	1	423702	駐車場舗装工事	1	3	5	8		1,950,000	10				1・2 3・4	R5年4月 除却 申告漏れ														
06	6	1044829	エアコン	1	4	2	2		158,000	6				1・2 3・4	R6年4月 除却														
07	6	1183926	パソコン SFC-62-15	1 1	4	24	3		124,000 62,000	4				1・2 3・4	R6年2月 2台のうち 1台除却														
08	6	1190510	応接セット	1	4	9 30	2		324,000	5				1・2 3・4	取得年 修正														
09														1・2 3・4															
10														1・2 3・4															
11														1・2 3・4															
12														1・2 3・4															
13														1・2 3・4															
14														1・2 3・4															
15	1		ガス工事(引込工事)	1	5	6	6		600,000	15				1・2 3・4															
16	6		エアコン	4	5	7	1		800,000	6				1・2 3・4	1月1日 取得														
17	6		パソコン	1	4	29	8		260,000	4				1・2 3・4	R6年8月 △△市より 移動														
18	1		路面舗装工事	1	4	27	8		2,630,000	10				1・2 3・4	申告漏れ														
				合 計					10,106,000 20,306,000																				

4

1

10

11

12

①資産が減少した場合

印字されている該当の資産を二重線で消し、
摘要欄に除却した年月を記入してください。

②一部減少した場合や資産の項目を修正する場合

印字されている該当箇所を二重線で消し、
その下に修正後の内容を記入してください。
また、摘要欄にその旨を記入してください。

③資産が増加した場合

明細書の余白に増加資産を記入し、
右の増加事由欄と摘要欄にその詳細を
記入してください。

この部分は記入の必要はありません。

(自社電算処理の方を除く)

この部分は
記入の必要は
ありません

1.構 築 物 4.航 空 機
2.機械及び装置 5.車両及び運搬具
3.船 舶 6.工具・器具及び備品

1.新規取得
2.中古品取得
3.移動による受入れ
4.その他

1	年	度	:	「令和7」と記入してください。	
2	所	有	者	コ	
2	ド	:	電子申告または独自の申告書で申告する場合、 <u>必ず川越市の申告書に印字されている所有者コード(10桁)を記入してください。</u>		
3	所	有	者	氏	
3	名	:	氏名(名称)を記入してください。		
4	資	産	の	種	
4	類	:	明細書左下の資産の種類一覧を参考にしながら、1～6の番号を記入してください。 構築物(建物附属設備含む)「1」、機械及び装置「2」、船舶「3」、航空機「4」、車両及び運搬具「5」、工具・器具及び備品「6」です。		
5	資	産	の	名	
5	称	等	:	資産の名称(同種の資産と区別がつくように規格等)を記入してください。	
6	数	量	:	資産の数量を記入してください。	
7	取	得	年	月	
7	:	資産を取得した年月を記入してください。なお、年号については、昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」として記入してください。※取得年月日が1月1日の場合は、摘要欄に1月1日取得と記入してください。			
8	取	得	価	額	
8	:	資産の取得価額(購入金額)を記入してください。			
9	耐	用	年	数	
9	:	資産の耐用年数を記入してください。			
10	増	加	事	由	
10	:	増加した資産を記入する際は、該当するものを○で囲んでください。 新品取得「1」、中古品取得「2」、他市からの移動や合併による取得「3」、その他の事由「4」です。			
11	摘	要	:	資産が減少した場合はその除却した年月、移動により増加した場合はその移動年月や受入年月を記入してください。また、申告漏れである資産や課税標準の特例がある資産を記入する際には、その旨を記入してください。	
12	合	計	:	所有している資産の取得価額の合計額を記入してください。	

- ① 資産が減少した場合は、印字されている資産を二重線で消してください。
- ② 資産が一部減少した場合や資産の項目を修正する場合は、印字されている該当箇所を二重線で消し、修正してください。
- ③ 資産が増加した場合や申告漏れの資産がある場合は、明細書の余白に記入してください。

＜参考 主な償却資産の耐用年数＞ ※詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

【構築物】

用 途	細 目	耐用年数
舗装道路 舗装路面	アスファルト舗装	10
	コンクリート舗装	15
	砂利敷き	15
へい	金属製フェンス	10
	ブロック塀	15
緑化施設		20
広告塔		20
自転車置場		10
外灯		10

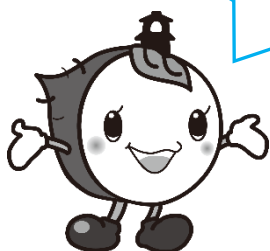
【建物附属設備】

用 途	細 目	耐用年数
電気設備	蓄電池電源設備	6
	受変電設備	15
冷暖房 通風 ボイラー	冷暖房設備 (冷凍機の出力 22kW以下)	13
	その他のもの	15
給排水又は衛生設備、ガス設備		15
可動 間仕切り	簡易なもの	3
	その他のもの	15
アーケード 日よけ	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8

【機械及び装置】

細 目	耐用年数
食料品製造業用設備	10
農業用設備	7

耐用年数は名称が同じでも、
業種・用途・素材により
異なります。
詳しくは国税庁のホーム
ページをご覧ください。



川越市マスコットキャラクター ときも

【器具・備品等】

用 途	細 目	耐用年数
家 具 電気機器 家庭用品 ガス機器	事務机、事務いす、キャビネット ー主として金属製のもの ーその他のもの	15 8
	応接セット ー接客業用のもの ーその他のもの	5 8
	ベッド	8
	陳列だな、陳列ケース ー冷蔵・冷凍機付きのもの ーその他のもの	6 8
	ラジオ、テレビ、テープレコーダー その他の録音機器	5
	冷房用又は暖房用機器（エアコン）	6
	冷蔵庫、洗濯機その他これらに 類する電気又はガス機器	6
	カーテン、座ぶとん、寝具	3
	食事・厨房用品 ー陶磁器製・ガラス製のもの ーその他のもの	2 5
	電子計算機 ーパソコン（サーバー用のものを 除く） ーその他のもの	4 5
	複写機、計算機（電子計算機を除く）、 金銭登録機、タイムレコーダー その他これらに類するもの	5
	その他の事務機器	5
事務機器 通信機器	ファックス	5
	インターホン及び放送用設備	6
	電話設備 その他の通信機器 ーデジタル構内交換設備、 デジタルボタン電話設備 ーその他のもの	6 10
	看板、ネオンサイン その他のもの ー主として金属製のもの ーその他のもの	3 10 5
医療機器	消毒殺菌用機器	4
	調剤機器	6
	歯科診療用ユニット	7
	光学検査機器 ーファイバースコープ ーその他のもの	6 8
理容又は 美容機器		5

V 償却資産Q & A

Q 1 資産の内容が変わらない場合はどのように申告したらよいですか？

A 1 申告書備考欄の「b 資産の増減なし」を○で囲み、電話番号を記入して申告をしてください。
種類別明細書は提出不要です。

Q 2 税務署へ確定申告をしていますが、市へも申告が必要ですか？

A 2 税務署への申告は所得税や法人税（国税）を計算するためのもので、償却資産の申告は固定資産税（市税）の計算に必要ですので、申告をお願いします。
また、国税と市税では取扱いが異なる場合があります。

Q 3 廃業や市外に転出した場合でも申告は必要ですか？

A 3 申告書備考欄の「d 廃業、解散、休業、転出等」を○で囲み、廃業日等を記入して申告をしてください。廃業や市外転出の申告がないと、市内で事業を続けているとみなされ、申告の督促等をさせていただきます場合があります。

Q 4 耐用年数を経過し、減価償却を終えた資産でも申告は必要ですか？

A 4 その資産が実際に事業で使用可能な状態にある限りは申告の対象となります。
なお、償却資産の評価額の最低限度額は取得価額の5%です。

Q 5 現在、事業の用に供していない資産（遊休資産、未稼働資産）でも申告は必要ですか？

A 5 事業の目的をもって所有され、かつ事業の用に供することができるものであれば、一時的に稼働を停止し、遊休状態にある資産（遊休資産）であっても、いつでも稼働できる状態にある場合、固定資産税の課税客体となりますので申告は必要です。
また、工場を新設し完成したものの、まだ稼働していない状態にある資産（未稼働資産）についても、同様に固定資産税の課税客体となりますので申告は必要です。

Q 6 法人が、合併や分割をして資産の移動があった場合、どのように申告すればよいですか？

A 6 合併等により資産を承継した法人は、申告書備考欄下の余白部分に、「〇〇年〇月〇日、〇〇株式会社を吸収合併し、全ての資産を承継」等と記入し、種類別明細書の摘要欄に、承継した資産がわかるように記入してください。
また、被合併法人についても、申告書をご提出ください。
廃業であれば、申告書備考欄の「d 廃業、解散、休業、転出等」を○で囲み、廃業日を記入して申告をお願いします。

個人番号・法人番号について

平成28年1月から社会保障・税番号制度が導入されたことに伴い、償却資産申告書を提出する場合は、所定の欄に個人番号（マイナンバー）を記入していただくことになりました。個人事業主の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を所定の記載欄に右詰めで記入していただくようお願いします。

また、個人番号を記入した申告書を提出いただく際は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）に定める本人確認資料が必要となります。

【個人事業主のみなさまへ】

（１）個人番号の記入について

申告書左上部の「個人番号（12桁）・法人番号（13桁）」欄に個人番号（マイナンバー）を右詰めで記入してください。

（２）本人確認について

個人番号を記入した申告書を提出する際、以下の確認資料を持参してください。

＜本人が申告書を提出する場合＞

個人番号確認資料	身元確認資料
個人番号カード（1点で個人番号確認と本人確認ができます）	
通知カード（記載内容に変更がないもの） 個人番号記載の住民票の写し 等 のいずれか1点	運転免許証やパスポート等の写真付き身分証明書のいずれか1点 又は 健康保険証や年金手帳等の写真表示のない身元確認書類の場合は2点以上

＜代理人が申告書を提出する場合＞

個人番号確認資料	代理人の身元確認資料	代理権確認資料
申告者の個人番号カード（両面） 申告者の通知カード（記載内容に変更がないもの） 申告者の個人番号記載の住民票の写し 等 のいずれか1点（コピー可）	代理人の運転免許証 代理人のパスポート 代理人の個人番号カード 代理人の税理士証票 のいずれか1点	委任状 税務代理権限証書 のいずれか1点

※郵送の場合、代理権確認資料は原本、その他の資料はコピー（健康保険証は保険者番号及び被保険者証記号・番号を隠したもの）を添付してください。

【法人のみなさまへ】

申告書左上部の「個人番号（12桁）・法人番号（13桁）」欄に法人番号を記入してください。

法人番号を記入した申告書を提出する際、法人番号の確認資料は不要です。

〒350-8601

川越市元町1丁目3番地1

川越市役所資産税課 償却資産担当 行

←郵送で申告書を提出する場合、宛名ラベルとして切り取ってご利用ください